

市第 141 号議案 横浜市地域療育センター条例及び横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正

1 趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」並びに「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が制定されました。これにより関係規定の整合を図るため、関連条例の一部を改正します。

2 改正する条例

- (1) 横浜市地域療育センター条例【こども青少年局所管】
- (2) 横浜市総合リハビリテーションセンター条例【健康福祉局所管】

3 改正の概要

横浜市地域療育センター条例第 10 条第 1 項及び横浜市総合リハビリテーションセンター条例第 9 条第 1 項中の児童福祉法引用部分を改正し、整合を図ります。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」に伴う条例改正
児童福祉法において居宅訪問型児童発達支援が「第 6 条の 2 の 2 第 5 項」に新設されたため、保育所等訪問支援に関する引用部分を「同条第 5 項」から「同条第 6 項」に、障害児相談支援に関する引用部分を「同条第 6 項」から「同条第 7 項」に改正します。
- (2) 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」に係る児童福祉法の一部改正に伴う条例改正
児童福祉法において共生型障害児通所支援事業者の特例が「第 21 条の 5 の 17」に新設されたため、肢体不自由児通所医療費の支給に関する引用部分を「第 21 条の 5 の 28 第 2 項」から「第 21 条の 5 の 29 第 2 項」に改正します。

4 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日（改正される児童福祉法等の施行日と同日）

【参考：用語の説明】

居宅訪問型児童発達支援	重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している障害がある重症心身障害児などであって、児童発達支援等の障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス。
共生型障害児通所支援事業者の特例	障害児者と高齢者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、障害福祉サービス事業所等であれば、介護保険事業所の指定も受けやすくする特例を設けるもの。※逆も同じ
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園等に事業所の担当者が訪問し、集団生活適応のための支援と、訪問先のスタッフに対して支援方法を指導し、集団生活で安心・安定して過ごしていくことを目的とした支援等を行うサービス。
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行うもの。
肢体不自由児通所医療費	医療型児童発達支援を利用している障害児が医療施設から肢体不自由児通所医療を受けたときは、医療に要した費用について、医療施設が医療保険の診療報酬明細書により、医療保険の請求と併せて請求できるもの。

横浜市地域療育センター条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>○横浜市地域療育センター条例 昭和 60 年 6 月 5 日 条例第 62 号 (第 1 条から第 9 条まで省略) (利用料金)</p> <p>第 10 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額の当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>(1) 児童発達支援センターを利用する場合(法第 21 条の 6 の規定により利用する場合を除く。)は、法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号の規定により定められた法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援、同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援(医療に係るものを除く。)若しくは <u>同条第 5 項</u> に規定する保育所等訪問支援に係る費用の額及び法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する通所特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額、<u>法 第 21 条の 5 の 28 第 2 項</u> の規定により定められた同条第 1 項に規定する肢体不自由児通所医療に係る算定した額又は法第 24 条の 26 第 2 項の規定により定められた法 <u>第 6 条の 2 の 2 第 6 項</u> に規定する障害児相談支援に係る費用の額</p> <p>(2) (以下省略)</p>	<p>○横浜市地域療育センター条例 昭和 60 年 6 月 5 日 条例第 62 号 (第 1 条から第 9 条まで省略) (利用料金)</p> <p>第 10 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額の当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>(1) 児童発達支援センターを利用する場合(法第 21 条の 6 の規定により利用する場合を除く。)は、法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号の規定により定められた法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援、同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援(医療に係るものを除く。)若しくは <u>同条第 6 項</u> に規定する保育所等訪問支援に係る費用の額及び法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する通所特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額、<u>法 第 21 条の 5 の 29 第 2 項</u> の規定により定められた同条第 1 項に規定する肢体不自由児通所医療に係る算定した額又は法第 24 条の 26 第 2 項の規定により定められた法 <u>第 6 条の 2 の 2 第 7 項</u> に規定する障害児相談支援に係る費用の額</p> <p>(2) (以下省略)</p>	<p>児童福祉法の改正により条 ずれが生じる ため。</p>

横浜市総合リハビリテーションセンター条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>○横浜市総合リハビリテーションセンター条例</p> <p>昭和 62 年 3 月 25 日 条例第 16 号</p> <p>(第 1 条から第 8 条まで省略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第 9 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額のその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>(1) 児童発達支援センターを利用する場合(児童福祉法第 21 条の 6 の規定により利用する場合を除く。)は、同法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号の規定により定められた同法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援、同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援(医療に係るものを除く。)若しくは <u>同条第 5 項</u> に規定する保育所等訪問支援に係る費用の額及び同法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する通所特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額、同 <u>法第 21 条の 5 の 28 第 2 項</u> の規定により定められた同条第 1 項に規定する肢体不自由児通所医療に係る算定した額又は同法第 24 条の 26 第 2 項の規定により定められた同 <u>法第 6 条の 2 の 2 第 5 項</u> に規定する障害児相談支援に係る費用の額</p> <p>(2) (以下省略)</p>	<p>○横浜市総合リハビリテーションセンター条例</p> <p>昭和 62 年 3 月 25 日 条例第 16 号</p> <p>(第 1 条から第 8 条まで省略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第 9 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額のその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>(1) 児童発達支援センターを利用する場合(児童福祉法第 21 条の 6 の規定により利用する場合を除く。)は、同法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号の規定により定められた同法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援、同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援(医療に係るものを除く。)若しくは <u>同条第 6 項</u> に規定する保育所等訪問支援に係る費用の額及び同法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する通所特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額、同 <u>法第 21 条の 5 の 29 第 2 項</u> の規定により定められた同条第 1 項に規定する肢体不自由児通所医療に係る算定した額又は同法第 24 条の 26 第 2 項の規定により定められた同 <u>法第 6 条の 2 の 2 第 6 項</u> に規定する障害児相談支援に係る費用の額</p> <p>(2) (以下省略)</p>	<p>児童福祉法の改正により条 ずれが生じる ため。</p>